

神山町農業委員会

議 事 録

令和元年9月26日開催

神山町農業委員会議事録

令和元年9月26日神山町農業委員会を
神山町役場すだち（201）において開催

・出席農業委員は次のとおり（12人）

1番 相原 利章	2番 佐々木 善兼	3番 井上 善司
4番 森 三千子	5番 武市 佐市	6番 田中 一重
7番 河野 宏吉	8番 森 昌槻	10番 中西 隆子
11番 加藤 宏行	12番 竹本 公三	13番 田中 久博

・欠席委員は次のとおり（1人）

9番 森本 孝夫

・出席農地利用最適化推進委員は次のとおり（4人）

広野地区 一宮 美行	阿川地区 瀬戸 日出夫
鬼籠野地区 河野 一弥	神領地区 新宅 由行

・欠席農地利用最適化推進委員は次のとおり（2人）

下分、左右内、上分地区 栗飯原充志
下分、左右内、上分地区 上田 一夫

・本会議に出席した職員は次のとおり

事務局長 相原 英夫	主査 阿部 公成	主任業務員 畠中 宏
------------	----------	------------

1. 開会

局長「定刻が参りましたので、農業委員会を開会していただきたいと思ひます。本日は、9番森本委員さんより欠席の連絡がありましたので報告させていただきます。13名中12名の方に参加いただいておりますので総会が成立しておりますことをご報告いたします。農地利用最適化推進委員の栗飯原さん、上田さんは欠席となっております。

また、本日は後藤町長、大野副町長ともに公務のため、欠席との連絡がありましたのでご報告させていただきます。

それでは、田中会長に挨拶をお願いいたします。」

（田中会長挨拶）

局長「ありがとうございました。ここからは神山町農業委員会会議規則第5条により、田中会長に議長を務めて頂き、以降の議事進行をお願いいたします。」

2. 開会宣言

会長「それではただいまから、神山町農業委員会を開会いたします。」

(午後 1時35分)

3. 議事日程報告

議長「それでは本日の議事日程を報告いたします。本日の会議の議事日程はお配りしてある議事日程表のとおりでございます。」

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第14号 非農地証明願について
- 日程第3 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について

議長「それでは只今より議事に入らせていただきます。」

4. 議事録署名者指名

議長 「日程第1 議事録署名委員の指名について、神山町農業委員会会議規則第18条により議事録署名者を指名いたします。4番森三千子委員さん、5番武市委員さんをお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の阿部主査を指名いたします。」

5. 議案第14号について

議長「日程第2 議案第14号非農地証明願いについてを議題とします。それでは、事務局に議案の朗読をお願いいたします。」

局長「議案書の3ページをお願いします。」

(議案朗読)

議長「それでは、事務局より受付番号4番について説明をお願いいたします。」

局長「説明をいたします。本件の申請者●●●●●さんの農地が山林となっている4筆について、地目変更の相談があり、非農地証明願での申請となりました。

5ページから8ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。

申請地の場所についてですが、9ページに位置図、10ページから12ページに公図を添付しております。●●●の●●●さん宅の西側、東側、南西側に位置しています。

13ページから14ページには現況写真を添付しております。15ページ16ページには非農地化を裏付ける資料として昭和51年9月29日に撮影された航空写真を添付しております。当時申請地が既に山林となっていることがわかりますので、申請地が20年以上非農地化していることが確認できます。

17ページには始末書を添付しています。受付番号4番の説明は以上です。」

議長「ただいまの説明に関連して、担当委員の河野委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

河野委員「それでは説明させていただきます。農地パトロールの時に合わせて事務局の阿部さん、畠中さんと共に現地の確認してきました。もう植林してから相当年数もたってるものと思われれます。木も非常に大きくなっておりますし、周りも同じ年数くらいの杉、写真で見て頂いたとおりの同じような形で山林化していますので別段問題無いかと思っておりますのでよろしくをお願いします。」

議長「ありがとうございました。続いて、受付番号5番について事務局より説明をお願いいたします。」

局長「説明をいたします。本件の申請者●●●●●さんの農地が山林となっている11筆について、地目変更の相談があり、非農地証明願での申請となりました。

18ページから28ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。

申請地の場所についてですが、29ページに位置図、30ページから33ページに公図を添付しております。●●●●●の●●●さんの旧屋敷周辺に位置しています。

34ページには現況写真を添付しております。35ページ36ページには非農地化を裏付ける資料として昭和60年1月21日以前に撮影された航空写真を添付しております。当時申請地が既に山林となっていることがわかりますので、申請地が20年以上非農地化していることが確認できます。

37ページには始末書を添付しています。受付番号5番の説明は以上です。」

議長「ただいまの説明に関連して、担当委員の竹本委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

竹本委員「●●ていうのは●●●にありまして、●●の土地は●●●さんて方がありまして、その南側に位置します。地番はそこに全て集中しています。昭和40年頃周囲が山林化したに伴い植林ということです。一部●さんの梅畑に日陰が生じていますけれどもそれも●さんに了解をもらっているとのことです。別に問題無いと思います。よろしくご審議の方お願いします。」

議長「ありがとうございました。ただいま議案第14号について説明、意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ありませんので、議案第14号は原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第14号非農地証明願による許可申請について受付番号4番5番は原案のとおり決しました。」

6. 議案第15号について

議長「日程第3 議案第15号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局に議案の朗読をお願いいたします。」

局長「議案書の38ページをお願いします。」

(議案朗読)

議長「それでは、事務局より受付番号6番について説明をお願いいたします。」

局長「説明をいたします。本件の譲渡人の●●●●さんから譲受人の●●●●さんへ畑3筆を売買する案件です。

39ページから41ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。

申請地の場所についてですが、42ページに位置図、43ページに公図を添付しております。申請地は●●●●●で譲受人●●さん宅の西側に位置しています。44ページは現況写真を添付しております。

45ページをご覧ください。譲受人●●さんの土地利用計画書を添付しておりますので、内容を説明させていただきます。世帯員は●人で、●人で農作業に従事する予定です。経営面積は、畑●，●●●m²で合計●，●●●m²です。営農計画概要等についてですが、主に梅、すだちを栽培しほとんどを販売しています。取得した農地では梅を栽培し全量を販売します。以下の項目については記載のとおりでございます。

46ページをご覧ください。●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明します。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、自作地で、畑●●m²、樹園地●，●●●m²です。

47ページをご覧ください。作付予定作物、作物別の面積についてですが、申請地取得後は野菜、梅、すだちを記載の面積のとおり栽培する予定です。農機具の所有状況は、耕耘機●台、トラック●台です。住所地から申請地までの通作距離は●.●kmです。

48ページをご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は本人●●●日、妻●●日、父●●●日であり、世帯等で耕作に必要な日数●●●日を満たしておりますので問題はないと思われま。続いて、48ページ中段の下限面積要件についてですが、現在権利を有する農地の面積が●，●●●m²で、今回本件で取得する●●●m²を併せて●，●●●m²で神山町の下限面積1,000m²を満たしています。以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

49ページ50ページには譲受人の●●さんの住民票を添付しております。受付番号6番の説明は以上です。」

議長「ただいまの説明に関連して、担当委員の4番森三千子委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

森三千子委員「●●●●さんから●●●●さんへの案件について補足説明いたします。8月28日農地パトロール時に事務局の阿部さん、畠中さん、田中委員さん、

には始末書を添付しています。

受付番号6番の説明は以上です。」

議長「ただいまの説明に関連して、担当委員の11番加藤委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

加藤委員「●●●●●に隣接している土地で、向きとしては山から北側に位置していて、その建物が建った側から日陰になる部分が道路になるため影響は少ないと思われま。隣接しているところにも農地はなく、ちょっと離れた水路を隔てて向かいにありますが影響は少ないと思っております。どうぞよろしく申し上げます。」

議長「ありがとうございました。ただいま議案第16号について説明、意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ありませんので、議案第16号は原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第16号農地法第5条の規定による許可申請についての受付番号5番6番は原案のとおり許可相当とし、県知事に意見書を送付いたします。」

8. 議案第17号について

議長「日程第5 議案第17号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。それでは、事務局に議案の朗読、説明をお願いいたします。」

局長「議案書100ページをお願いします。(議案内容を朗読)
議案書の101ページをお願いします。」

(内容について朗読)

新規案件についてのみ、補足説明をさせていただきます。

(異議なしの声)

議長「異議がないので議案第17号の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画は原案どおり決定し、町長に答申することに決しました。」

9. 議案第18号について

議長「日程第6 議案第18号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定についてを議題といたします。それでは、事務局長に議案の朗読、説明をお願いいたします。」

局長「議案書106ページをお願いします。

(内容について朗読)

次に議案書の107ページをお願いします。」

(議案朗読)

議長「ただいま議案第18号について事務局に説明いただきました。議案第11号について、ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ありませんので、議案第18号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定については、原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第18号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）は原案どおり決定し、町長に答申することに決しました。」

会長 「以上をもちまして、本日の議題を全部終了いたしましたので閉会いたします。」

(閉会時刻 午後2時15分)

この議事録は、事務局長をして調整せしめたもので、会議の内容に相違なきことを証するため署名する。

神山町農業委員会

会 長

4 番委員

5 番委員